

静岡県告示第804号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

上臘塚A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
				次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線に囲まれた区域。	
浜松市	天竜区	船明	駒林	910-2	1号
		〃	〃	919-6	2号
		〃	〃	919-1	3号
		〃	〃	920-1	4号
		〃	〃	920-1	5号
		〃	〃	921-1	6号
		〃	〃	921-1	7号
		〃	〃	921-6	8号
		〃	〃	916-3	9号

=====

静岡県告示第805号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年12月23日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

上臘塚B 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
				次に掲げる地番の土地に存する標柱 1号から11号までを順次結んだ線及び 標柱1号と11号を結んだ線に囲まれた 区域。
浜松市	天竜区	船明	駒林	921-1 1号
		〃	〃	921-1 2号
		〃	〃	920-55 3号
		〃	〃	924 4号
		〃	〃	2582 5号
		〃	〃	2582 6号
		〃	〃	2581 7号
		〃	〃	2587-2 8号
		〃	〃	922 9号
		〃	〃	道 10号
		〃	〃	917-5 11号